

簡易水道事業統合等に対する財政支援について

課題

- 簡易水道事業の多くは過疎地域や中山間地域など地理的条件から施設の効率化に限界があり、また既存施設の老朽化等の問題も山積し、運営基盤は脆弱なものとなっている
- 国は、水道事業者に簡易水道事業を統合する方向で指導しているが、**地理的条件から上水道への施設統合ができず、経営のみを統合するソフト統合となり、運営基盤の強化等につながらない状況**もある（対象：原則、既存の上水道事業の給水区域からの移動距離が10km未満の地域）
- さらに、財政基盤の脆弱な簡易水道事業を統合することで、独立採算制を基本とする上水道事業の経営に影響を及ぼす恐れがある

① 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金



統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還にかかる交付税措置は、臨時措置分も含めて**統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること**〔要望事項①〕

② 高料金対策に要する繰出金



旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、**統合後6年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続すること**〔要望事項②〕

③ 簡易水道等施設未普及解消緊急対策事業に要する繰出金



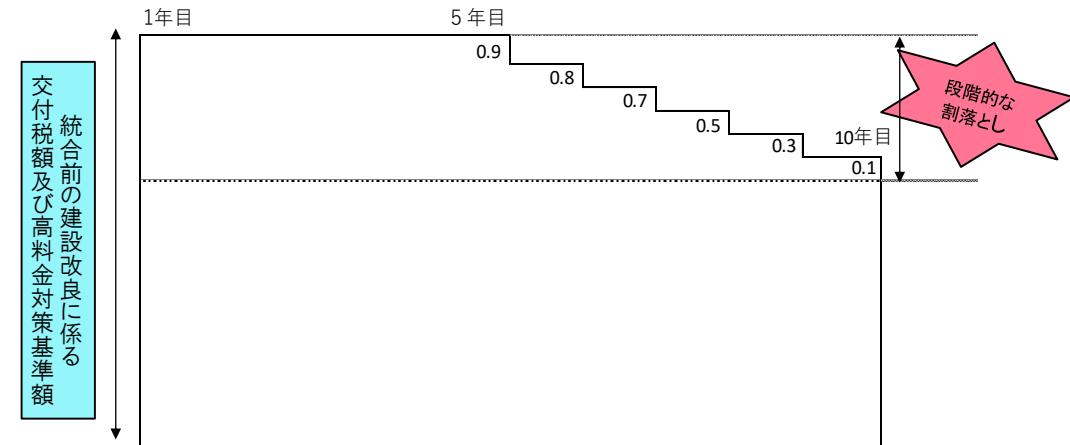
統合前の簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する繰出金について、**統合後も繰出しの対象とすること**〔要望事項③〕

④ 繰出財源負担軽減のための制度改善



旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債元利償還金の2分の1が地方公営企業繰出制度の対象となったが、この**繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税**であり、**設置自治体の財政負担増加が懸念される**ことから、**負担軽減のための制度改善を行うこと**〔要望事項⑤〕

統合前の建設改良に係る交付税額及び高料金対策基準額の割落とし



【参考】簡易水道統合に関する状況

簡易水道統合に関するアンケート調査結果（日本水道協会）

令和2年3月31日現在

- ・統合しない簡易水道事業認可が1以上ある事業者
→540事業者中122事業者

統合の主な阻害要因(理由)

- 一般会計繰入縮小などによる経営状況の悪化
- 料金格差等により地域住民の理解が得られない
- 統合に取り組む人材の不足
- 簡易水道事業の廃止や統合対象外の事業
- その他

